

7. 実施施策

7.1 施策内容

4つの施策目標を踏まえた取り組むべき14の施策を定め、これらの施策を着実に実施するため、計画期間中に講ずべき58の具体的な措置（指標15）について、別紙（p.34～p.55参照）のとおり定めます。

※各施策に係る措置のうち、特に重点的に取り組むべき●の措置を**重点措置**として示しています

施策目標1：サイクルツーリズム¹³⁾の推進による地域の活性化

海外や首都圏等からの誘客促進に向けて、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を核としたサイクルツーリズム¹³⁾の更なる認知度向上や、安全・安心で手軽に自転車を利用できる環境の維持・改善、継続した来訪客や宿泊客の増加及び他地域への誘客促進による県内全体での観光消費の拡大が求められます。

また、受入環境自体の魅力を向上させるため、県民自らがサイクリング環境の魅力を認識し、主体的に地域を良くしていくことが求められます。

加えて、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、アウトドア需要の高まりを的確に捉え、アフターコロナを見据え、サイクルツーリズムを推進し、地域活性化につなげていく必要があります。

施策1．豊富な地域資源を活用した仕掛けづくり

県内には、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」のほかにもサイクリングに適した資源が豊富にあることから、ターゲットごとの地域特性を踏まえたセグメント³⁰⁾に合った、特に宿泊滞在や継続的な来訪を念頭においた多彩なサイクリングを検討し、地域の魅力体験や地域の人々との交流が図れるようサイクルツーリズム¹³⁾に適した広域的なモデルルート^{※1}の更なる充実や、モデルルートから街なか周遊を促す支線ルート^{※2}づくりを進めます。

※1：モデルルートとは、いばらき自転車ネットワーク計画に位置づける、つくば霞ヶ浦りんりんロードをはじめとした各地域の基幹となるサイクリングルートのこと

※2：支線ルートとは、各市町村が中心となって設定する街なか周遊のためのルートのこと

<措置>

①	モデルルートについて、迷わず、安全安心に走行できるよう充実を図るとともに、地域の消費拡大を図るため、市町村と連携して支線ルートの拡充に取り組む。 重点措置
②	サイクルツーリズム ¹³⁾ の推進に向けた統一的な案内誘導サイン等(多言語化)の整備・維持管理を行う。
③	豊富な地域資源を活かした体験型ツアーや宿泊滞在につながるイベント等を推進する。 重点措置
④	よりサイクリストが泊まりたくなる宿泊施設の充実に向け、サイクリストにやさしい宿への支援を行うほか、関係団体等への働きかけを行う。
⑤	サイクリングの盛んな国内外の自治体や企業等との連携を推進する。





図 7.1 多言語とピクトグラムを使用したサインの例



図 7.2 サイクリストにやさしい宿認定施設

施策2. 「つくば霞ヶ浦りんりんロード」のブランドイメージの更なる向上とサイクルツーリズムの全県的な波及

2019年11月、国を代表し世界に誇りうるナショナルサイクルルート³⁶⁾に「つくば霞ヶ浦りんりんロード」が指定されたことを受け、路面表示や休憩施設の設置等の更なる走行環境や受入体制の整備を進め、ナショナルサイクルルート³⁶⁾としての整備水準を維持強化する取組を推進します。また、県民自らがつくば霞ヶ浦りんりんロードの魅力を認識し、愛着を持って受入環境となる地域に主体的に関わることができるよう取組を検討します。

さらに、国内外からの観光需要を喚起するための誘客促進に向けた取組などを推進し、ブランドイメージの向上を図ります。

<措置>

①	つくば霞ヶ浦りんりんロードについて、ナショナルサイクルルート ³⁶⁾ の指定要件を満たす整備水準を維持強化する取組を推進する。
②	つくば霞ヶ浦りんりんロードに県民が愛着を持つことのできる参加型イベント等を推進する。 重点措置
③	首都圏などで開催される旅行博やインバウンド ³⁾ 誘客につながる海外旅行博等への出展による国内外でのPRを推進する。
④	デスティネーションキャンペーン ³⁵⁾ などの観光プロモーション等を推進するとともに、サイクリング関係の民間事業者や鉄道、バス等の交通事業者と連携した情報発信を推進する。
⑤	茨城空港周辺や道の駅、鉄道駅等のサイクリング拠点化に向け、更なる機能充実(シャワー、レンタサイクル、手荷物配送、サイクルラック ¹⁶⁾ 等)を図る。 重点措置
⑥	地域特性を踏まえた各サイクリングルート推進体制(協議会等)間の連携強化を図る。 重点措置



図 7.3 つくば霞ヶ浦りんりんロード



図 7.4 サイクリングを活用した校外学習



図 7.5 BEB5 土浦

施策3. サイクリング情報の効果的な発信

サイクリストの誘客に向け、国内外のサイクリストや女性を中心とした一般観光客などに対し、県や市町村・協議会等の各主体がそれぞれ発信している情報を統一しながら、ターゲットに合わせた発信媒体を活用し、発信時期や発信方法等を工夫しながら効果的な情報発信に取り組めます。

<措置>

①	県内の最新サイクリング情報について、発信力の充実、強化を図るとともに、SNS やデジタルマーケティング ³⁴⁾ 等の活用による効果的な情報発信に取り組む。 重点措置
②	県内のサイクリングコースに関する情報を一元化し、国内外に効果的に発信する。
③	県民の自転車活用促進を啓発するイベント開催を支援する。
④	首都圏などで開催される旅行博やインバウンド ³⁾ 誘客につながる海外旅行博等への出展による国内外でのPRを推進する。(再掲)
⑤	destinationキャンペーン ³⁵⁾ などの観光プロモーション等を推進するとともに、サイクリング関係の民間事業者や鉄道、バス等の交通事業者と連携した情報発信を推進する。(再掲)



図 7.6 女性やビギナーをターゲットにした情報発信



施策4. 誰もがいつでも手軽にサイクリングを楽しめる環境の構築

本県は、多くのサイクリング人口を抱える東京圏に近く、空港や高速道路、鉄道などの交通アクセス性にも恵まれていることから、国内外からの観光客のゲートウェイである茨城空港周辺や道の駅などの交通結節点におけるサイクリング拠点化を推進するとともに、荷物等の配送や走行中のトラブル等に対応する出張サービスなどのサポート体制、レンタサイクルなどサイクリングに必要な機材を気軽に借りることができる仕組みを充実・強化し、誰もが手軽にサイクリングを楽しむことができる環境の構築を図ります。

<措置>

①	サイクルツーリズム ¹³⁾ の推進に向けた統一的な案内誘導サイン等(多言語化)の整備・維持管理を行う。(再掲)
②	茨城空港周辺や道の駅、鉄道駅等のサイクリング拠点化に向け、更なる機能充実(シャワー、レンタサイクル、手荷物配送、サイクルラック ¹⁶⁾ 等)を図る。(再掲) 重点措置
③	サイクルラック ¹⁶⁾ や荷物等配送サービス、サイクルレスキュー ¹⁷⁾ 等の導入によるサポート体制の充実・強化を図る。
④	レンタサイクル等の導入促進を図るとともに、公共交通との接続強化について検討する。 重点措置
⑤	視覚に障害のある人でもサイクリングを楽しめるタンデム自転車 ³²⁾ や観光用途のあるベロタクシー ⁴¹⁾ 、その他多様な自転車についてより走りやすい環境整備の検討や広報啓発を実施する。
⑥	鉄道・高速バスにおける輸送環境・サービスの向上を目指し、サイクルトレイン ¹⁴⁾ やサイクルバス ¹⁵⁾ の本格運行を促進する。 重点措置



図 7.7 駅直結型のサイクリング拠点施設「りんりんスクエア土浦」(土浦市)



図 7.8 茨城空港(小美玉市)



図 7.9 道の駅たまつくり(行方市)



図 7.10 うみまちテラス(大洗町)

施策5. 安心・安全にサイクリングできる環境の構築

案内誘導サイン等（多言語化）の整備や地域の魅力を案内するサイクリングガイド（多言語対応も含む）の育成、サイクリング中に必要な情報やサービスの提供が可能な休憩施設等の充実を行うことで、安心・安全に迷わず快適にサイクリングできる環境の構築を図ります。

<措置>

①	サイクルツーリズム ¹³⁾ の推進に向けた統一的な案内誘導サイン等（多言語化）の整備・維持管理を行う。（再掲）
②	休憩施設やポケットパーク ⁴²⁾ の機能充実や計画的な配置に向けた検討を進める。
③	多言語対応可能なガイドの養成など、来訪者へのおもてなしや地域の魅力を案内するサポートライダーに必要な知識・能力の維持向上に努めるとともに、その活用を推進する。 重点措置
④	よりサイクリストが泊まりたいくなる宿泊施設の充実に向け、サイクリストにやさしい宿への支援を行うほか、関係団体等への働きかけを行う。（再掲）
⑤	交通施設や観光施設などにおける通信環境（Wi-Fi）の普及拡大による国内外からの来訪者のサービスの充実を図る。



図 7.11 いばらきサポートライダー¹⁾



図 7.12 ポケットパーク⁴²⁾
(行方市)



図 7.13 休憩施設
(かすみがうら市交流センター)



図 7.14 サイクリスト向けの機能を備えた
宿泊施設



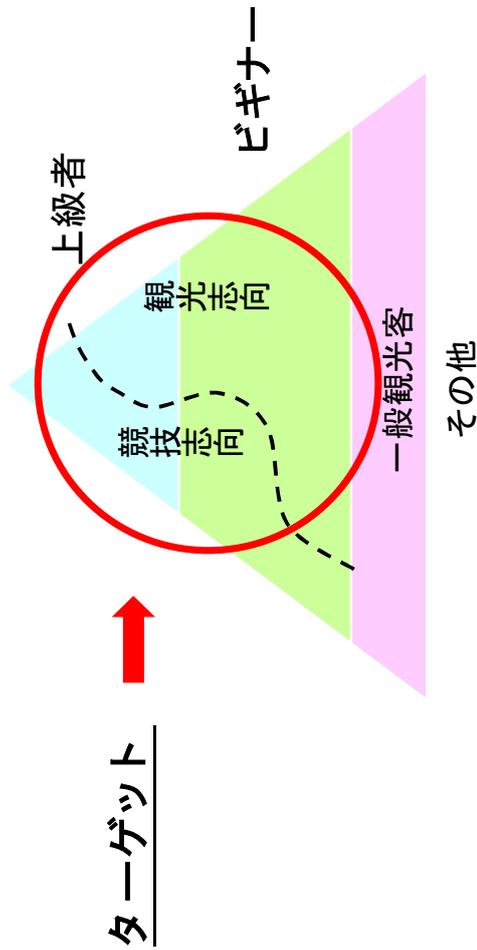
目標設定. サイクルツーリズムの推進¹³⁾による地域の活性化

目標	成果指標	計測方法	現状値	目標値(R8)
サイクルツーリズム ¹³⁾ の推進による地域の活性化	モデルルート of 充実(補完する路線の自転車ネットワーク計画への位置づけ)	実績値	0箇所 (R3)	4箇所
	県が連携して設定する支線ルート数	実績値	6コース (R3)	12コース
	つくば霞ヶ浦りんりんロード利用者数	実績値	10.5万人 (R2)	15万人
	サイクリング情報のわかりやすさの総合的な満足度	アンケート調査	66% (R3)	80%
	広域レンタサイクル ⁹⁾ 利用者数	実績値	3,044人 (R2)	4,500人



【参考1】目標1「サイクルツーリズム¹³⁾の推進による地域の活性化」施策1及び施策2のセグメント²²⁾分けの考え

1 サイクルツーリズム¹³⁾のターゲット



1.1 ターゲットのレベルに応じたセグメント²²⁾分け

セグメント ²²⁾		自転車活用の主な目的	セグメント ²²⁾ の定義
サイクリング愛好家	上級者	競技志向	<ul style="list-style-type: none"> サイクリング頻度 → 週に1回、月2～3回程度 サイクリングに利用する自転車の種類 → ロードバイク・クロスバイク・MTB⁸⁾
		観光志向	<ul style="list-style-type: none"> サイクリング頻度 → 2～3ヶ月に1回程度 サイクリングに利用する自転車の種類 → 種類問わず
	ビギナー	競技志向	
		観光志向	
一般観光客		<ul style="list-style-type: none"> 「モノ消費」から「コト消費」³⁹⁾への消費スタイルがシフトし、様々な体験を組み合わせた新たなサイクリング観光（地域内の食や地域資源を巡りながらサイクリング）（サイクリングとクルージングなどを組み合わせながら地域を楽しむ） 	



1.2 各地域の特徴を踏まえたセグメント²²⁾分け

セグメント ²²⁾	サイクリング愛好者		対象者	一般観光客
	上級者	ビギナー		
東北	・山間部におけるヒルクライム ³⁰⁾ ・MTB ⁸⁾ サイクリング	・MTB ⁸⁾ ライドツアー ・MTB ⁸⁾ サイクリング ・グランドライド ¹¹⁾ ・散走 ¹⁵⁾ ツアー	・MTB ⁸⁾ ライドツアー ・キャンプサイクリング ・グランドライド ¹¹⁾ ・散走 ¹⁵⁾ ツアー	・MTB ⁸⁾ ライドツアー ・キャンプサイクリング ・グランドライド ¹¹⁾ ・散走 ¹⁵⁾ ツアー
	・歴史探訪ツアー	・歴史探訪ツアー ・クルーズ船のオプションツアー (ガイドサイクリング) ・散走 ¹⁵⁾ ツアー	・歴史探訪ツアー ・クルーズ船のオプションツアー (ガイドサイクリング) ・散走 ¹⁵⁾ ツアー	・歴史探訪ツアー ・クルーズ船のオプションツアー (ガイドサイクリング) ・散走 ¹⁵⁾ ツアー
東西	・つくば霞ヶ浦りんりんロードと河川(利根川、鬼怒川、小貝川)を組み合わせたサイクリング(広域サイクリング)	・利根川、鬼怒川、小貝川を活用したサイクリング 設定 サイクリング 5)ツアー	・利根川、鬼怒川、小貝川を活用したサイクリング 設定 サイクリング 5)ツアー	・ガイドサイクリング ・散走 ¹⁵⁾ ツアー
	・つくば霞ヶ浦りんりんロード ・グランドライド ¹¹⁾	・霞ヶ浦りんりんロード ・e-Bike ²⁾ ヒルクライム	・霞ヶ浦りんりんロード ・e-Bike ²⁾ ヒルクライム	・グランドライド ¹¹⁾ ・ガイドサイクリング ・散走 ¹⁵⁾ ツアー
鹿行	・B.B.BASE ²⁹⁾ と連携したツアー ・海岸線ライドツアー	・B.B.BASE ²⁹⁾ と連携したツアー ・海岸線ライドツアー	・B.B.BASE ²⁹⁾ と連携したツアー ・海岸線ライドツアー	・海岸線ライドツアー ・ガイドサイクリング ・グランドライド ¹¹⁾ ・散走 ¹⁵⁾ ツアー

ツーリズム構想の6.3 セグメントに応じた施策の進め方(新規項目)に差し替え予定

※サイクリング愛好家は、多様なサイクリングを楽しむことを想定。



施策目標 2：自転車交通の役割拡大に向けた自転車通行空間²⁴⁾の整備

クルマに過度に依存しない社会の実現に向けては、公共交通と自転車との連携も含めた自転車活用をより一層図る必要があります。そのためには、国内外のサイクリスト等来訪客が多く走行する県の自転車ネットワーク路線及び、県民が走行する県管理道路において安全・快適でわかりやすい自転車走行空間の整備を国や市町村と連携して進め、駐輪場や路上駐車対策などの自転車利用環境の整備・改善への対応が継続して求められます。

施策 1. 自転車ネットワーク路線の計画的な整備推進

クルマに過度に依存しないまちづくりを実現するために、クルマから自転車活用への転換を図ることはもとより、国内外のサイクリストや一般観光客が安全で安心・快適に自転車を利用できるよう「いばらき自転車ネットワーク計画」(p. 66～p. 80 参照)に基づき計画的に自転車通行空間²⁴⁾の整備を推進します。

<措置>

①	モデルルート ²⁴⁾ の整備の推進を図る。また、モデルルートを補完し、より安全安心に走行できるルートの設定を検討する。 重点措置
②	モデルルートまでのアクセス道路への矢羽根や案内標識等の整備を推進する。



図 7.15 自転車通行空間²⁴⁾の整備



図 7.16 モデルルートにおける標識の整備



図 7.17 矢羽根の例



図 7.18 矢羽根・交通安全施設の例(つくば霞ヶ浦りんりんロード)



施策2. 市町村と連携した県管理道路における自転車通行空間²⁴⁾整備の推進

県民が安全で安心・快適に自転車を利用できるよう、市町村版の自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定支援やいばらき自転車ネットワーク計画路線以外の県管理道路について市町村の計画と連携し、計画的な自転車通行空間²⁴⁾の整備に取り組めます。

<措置>

①	県で定める自転車通行空間 ²⁴⁾ の整備フローに基づき、県管理道路の自転車通行空間の整備の推進を図る。 重点措置
②	市町村版自転車活用推進計画(ネットワーク計画含む)の策定について支援する。 重点措置

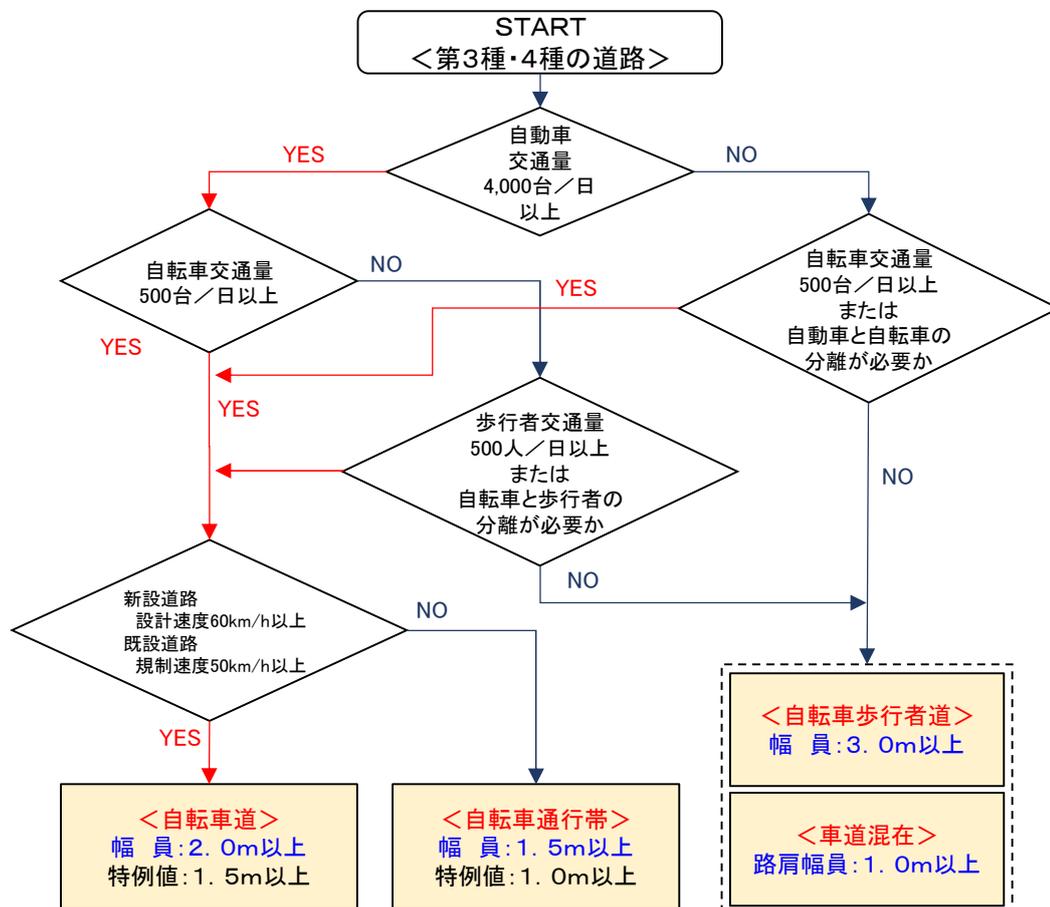


図 7.19 県管理道路における自転車通行空間²⁴⁾整備フロー

施策3. 自転車活用の促進に向けたまちづくりと連携した取組の推進

自転車活用を推進するため、公共施設やまちなか施設周辺の違法駐輪や駐車を抑制するための方策を検討し、良好な都市環境を保持し、安全で快適な自転車利用環境の拡大を図ります。

また、歩行者・自転車中心のまちづくりや通行空間の整備、公共交通と自転車との連携の拡大を図ります。

<措置>

①	地域のニーズに対応したまちなかにおける駐輪場の整備について、市町村へ検討の働きかけや情報提供等の支援を行う。
②	路外駐車場の整備や荷さばき用駐車スペースの整備について、市町村へ検討の働きかけや情報提供等の支援を行う。
③	自転車専用通行空間上の駐停車禁止規制の実施や自転車通行空間 ²⁴⁾ 上の違法駐車取締りを推進する。
④	駐車監視員による違反車両に対する取締りを強化する。
⑤	生活道路におけるゾーン30 ³¹⁾ の整備や狭さくの設置などの安全対策を推進する。
⑥	通学路周辺の自転車の視点も踏まえた安全点検を実施する。



図 7.20 まちなかにおける路上駐輪場の例(東京都)



図 7.21 駅ビルの屋内駐輪場(土浦市)

目標設定. 自転車交通の役割拡大に向けた自転車通行空間²⁴⁾の整備

目標	成果指標	計測方法	現状値	目標値(R8)
自転車交通の役割拡大に向けた自転車通行空間 ²⁴⁾ の整備	県内における歩行者と分離された自転車通行空間 ²⁴⁾	実績値	87.7km	180km
	市町村版自転車活用推進計画策定数	実績値	10市町村(R3)	34市町村
	県内自転車通行空間の満足度	アンケート調査	16%(R3)	30%



施策目標3：自転車事故のない安全で安心な社会の実現

自転車関連事故の防止に向け、自転車の利用者特性を踏まえた、各世代への自転車交通ルールの遵守や自転車利用マナーの向上、自転車の定期的な点検整備等の安全利用のための対応、そのための人材育成が継続して求められます。加えて、万が一事故が発生した場合に備えて、自転車損害賠償保険の加入への対応やヘルメットなどの安全装備の装着への対応も必要です。また、災害時における移動手段の1つとしての自転車活用の検討も求められます。

施策1. 多様な交通安全教育の推進

自転車事故を減らすためには、従来からの交通安全教育にとどまることなく、交通事故の特性や交通実態に即した柔軟で効果的な交通安全教育を実施する必要があることから、未就学児から高齢者まで、自転車利用者のライフステージ等に応じた交通安全教育を実施するとともに、学校や企業、地域等との連携を一層図ります。

<措置>

①	ライフステージ等に応じた自転車安全教育・啓発を推進する。 重点措置
②	学校・地域・警察等が連携して、交通安全の視点からの通学路安全マップ ³³⁾ の作成を推進する。



図 7.22 未就学児への安全教育



図 7.23 自転車シミュレーターによる安全教育の例

施策2. 自転車の安全利用の促進

自転車だけでなく、歩行者や自動車ドライバーの交通安全意識の向上に資する広報啓発活動を推進することにより、自転車の安全利用に係る意識の醸成を図ります。

また、自転車の安全利用に不可欠な、県民による定期的な点検整備を促進するとともに、万一の事故に備えた自転車乗車時のヘルメット着用や自転車損害賠償保険等への加入促進を図ります。さらに、国内外のサイクリストや一般観光客についても自転車の安全利用を促進するための多言語に対応した自転車ルール・マナーの周知等に取り組めます。

<措置>

①	自動車ドライバー等が、安全な間隔で自転車の脇を通過するよう「思いやり運転」についての意識向上のための広報啓発を図る。 重点措置
②	自転車乗車時におけるヘルメット着用等に向けた幼児や児童・生徒の意識向上を図る。 重点措置
③	自転車を利用する県民に向けて、自転車損害賠償保険等の努力義務化に関する周知、加入促進を図る。 重点措置
④	自転車利用者の交通安全意識向上に資する広報啓発活動、指導・取締りの推進及び適切な自転車運転者講習制度 ²⁰⁾ の運用を図る。
⑤	地方公共団体職員に対するルール遵守の徹底について啓発する。
⑥	自転車購入に関する広報及び購入後の定期的な点検整備の必要性について周知する。



図 7.24 サイクリストに対するおもてなしの充実に関する取組「思いやり 1.5m 運動⁶⁾」

【出典：那珂市】



施策3. 自転車の交通安全教育に係る人材の育成

自転車利用者のライフステージに応じた安全教育を推進するため、交通安全教育に寄与した自転車安全教育指導員¹⁹⁾の資質の向上を図るとともに、学校や警察だけではなく、関係団体等からの講習会への積極的な参加による人材の拡充を図ります。

<措置>

- | | |
|---|---|
| ① | 交通安全協会が実施している自転車安全教育指導員 ¹⁹⁾ 講習会を有効に活用し、交通安全教育者の資質の向上を図ると共に指導員の拡充を図る。 |
|---|---|



図 7.25 安全指導者講習会

施策4. 災害時における自転車活用の推進

機動性の高い自転車は、東日本大震災の被災地で発災後の移動手段として利用されたこと等を踏まえ、例えば、自動車が渋滞等で動けない状況下にあっても電動アシスト自転車で避難や輸送を可能とする環境整備や、道路状況の把握のための現地調査への活用などにより、災害に強いまちづくりを推進します。

< 措置 >

①	茨城県国土強靱化計画での内容を受けた対応を行うとともに、災害時の活用に備えた、既存の駐輪場の維持管理を実施する。 重点措置
---	--



図 7.26 災害時における機動性の高い自転車の活用の例

【出典：国土交通省】

目標設定. 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

目標	成果指標	計測方法	現状値	目標値(R8)
自転車事故のない安全で安心な社会の実現	県民全体の自転車交通安全ルールの遵守状況	アンケート調査	30% (R3)	65%
	自転車通学者の自転車損害賠償保険加入率	実績値	83.3% (R3)	100%
	自転車安全教育指導員 ¹⁹⁾ の養成数	実績値	500名 (R3)	620名
	自転車関連事故件数	実績値	818件 (R3)	600件



【参考3】目標3「自転車事故のない安全で安心な社会の実現」施策1～施策3の実施に係る方針等

1 ライフステージ別交通安全教育及び教育基本方針

- 現在実施している安全教育を体系別、世代別に整理し、各主体ごとに実施内容の課題点や改善点の洗い出しを行うほか、それらを県が集約・共有することで効果的な教育の普及・啓発に努める。
- ライフステージ別に教えるポイントを明確にしたうえで、単に自転車安全に利用するためのルールやマナーの教育に留まらず、地域で実際に起きた事例等を用いながら、どうしたら事故に遭わないか、起こさないか等の視点も考慮した内容とする。
- 行政機関や教育機関、警察、関係団体等に加え、地域の多様な主体との連携を一層図っていく。

幼児	小学生		中学生	高校生	成人	高齢者	障害のある人	外国人
	低学年	高学年						
親と乗車	親と一緒に運転	ひとりで運転	行動範囲の拡大	通学での利用	通勤等での利用 子どもと乗車	加齢に応じた運転	障害の程度に応じた運転	観光等での利用
自転車デビュー	歩道通行も可能		専道通行が原則	歩道通行も可能		専道通行が原則		
<p>親が子どもの自転車の安全利用の責任を持つ</p> <p>自転車の運転技術の向上 交通ルールの基本を覚える</p> <p>危険の予測・回避 事故のリスクの理解・社会的責任の認識 指導者としての視点 保護者としての視点 加齢に応じた運転</p>								
日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識の習得	歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得（自転車事故における加害者の責任等に重点）		危険の予測・回避 事故のリスクの理解・社会的責任の認識	交通安全の向上 危険の予測・回避 能力の向上 運転免許を持たない成人が交通安全について学ぶ機会の創設	安全運転に必要な技能・技術・交通安全教育の充実	自ら納得して安全な歩行行動を実践することが必要な実践的技能的知識の習得	障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進	交通ルールやマナーに関する知識の普及
心身の発達段階や地域の実情に応じた、基本的な交通ルールを遵守し交通マナーを実践する態度の習得	他の人々の安全に配慮した行動を実践できる生徒の育成	交通安全の一員として責任のある行動を実践できる社会人の育成	危険を予測し、回避して安全に通行する意識・能力を高める	運転者として自覚的な責任の自覚 交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識の向上	・交通安全の向上 ・危険の予測・回避 ・能力の向上 ・運転免許を持たない成人が交通安全について学ぶ機会の創設	・交通安全の向上 ・危険の予測・回避 ・能力の向上 ・運転免許を持たない成人が交通安全について学ぶ機会の創設	・交通安全の向上 ・危険の予測・回避 ・能力の向上 ・運転免許を持たない成人が交通安全について学ぶ機会の創設	・交通安全の向上 ・危険の予測・回避 ・能力の向上 ・運転免許を持たない成人が交通安全について学ぶ機会の創設
	・他の人々の安全に配慮した行動を実践できる生徒の育成	・交通安全の一員として責任のある行動を実践できる社会人の育成	・危険を予測し、回避して安全に通行する意識・能力を高める	・交通安全の向上 ・危険の予測・回避 ・能力の向上 ・運転免許を持たない成人が交通安全について学ぶ機会の創設	・安全運転に必要な技能・技術・交通安全教育の充実	・自ら納得して安全な歩行行動を実践することが必要な実践的技能的知識の習得	・障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進	・交通安全の向上 ・危険の予測・回避 ・能力の向上 ・運転免許を持たない成人が交通安全について学ぶ機会の創設
	・心身の発達段階や地域の実情に応じた、基本的な交通ルールを遵守し交通マナーを実践する態度の習得	・交通安全の一員として責任のある行動を実践できる社会人の育成	・危険を予測し、回避して安全に通行する意識・能力を高める	・交通安全の向上 ・危険の予測・回避 ・能力の向上 ・運転免許を持たない成人が交通安全について学ぶ機会の創設	・安全運転に必要な技能・技術・交通安全教育の充実	・自ら納得して安全な歩行行動を実践することが必要な実践的技能的知識の習得	・障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進	・交通安全の向上 ・危険の予測・回避 ・能力の向上 ・運転免許を持たない成人が交通安全について学ぶ機会の創設
	・他の人々の安全に配慮した行動を実践できる生徒の育成	・交通安全の一員として責任のある行動を実践できる社会人の育成	・危険を予測し、回避して安全に通行する意識・能力を高める	・交通安全の向上 ・危険の予測・回避 ・能力の向上 ・運転免許を持たない成人が交通安全について学ぶ機会の創設	・安全運転に必要な技能・技術・交通安全教育の充実	・自ら納得して安全な歩行行動を実践することが必要な実践的技能的知識の習得	・障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進	・交通安全の向上 ・危険の予測・回避 ・能力の向上 ・運転免許を持たない成人が交通安全について学ぶ機会の創設
	・心身の発達段階や地域の実情に応じた、基本的な交通ルールを遵守し交通マナーを実践する態度の習得	・交通安全の一員として責任のある行動を実践できる社会人の育成	・危険を予測し、回避して安全に通行する意識・能力を高める	・交通安全の向上 ・危険の予測・回避 ・能力の向上 ・運転免許を持たない成人が交通安全について学ぶ機会の創設	・安全運転に必要な技能・技術・交通安全教育の充実	・自ら納得して安全な歩行行動を実践することが必要な実践的技能的知識の習得	・障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進	・交通安全の向上 ・危険の予測・回避 ・能力の向上 ・運転免許を持たない成人が交通安全について学ぶ機会の創設

※第11次茨城県交通安全計画（令和3年度～令和7年度）を基に作成
※交通安全対策基本法第25条第1項に基づき、茨城県の交通安全に関する施策の大綱を定めている



2 今後の県の自転車安全教育・啓発の取組み（ライフステージ別）

県担当課	交通総務課		生活文化課		保健体育課		生活文化課・交通総務課		スポーツ推進課		成人			重点的な取組	
	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	成人	成人	成人	成人	成人	成人	成人	成人		
自転車交通全ルール	覚える	覚える・わかる	わかっている	わかっている	わかっている	わかっている	わかっている	わかっている	わかっている	わかっている	わかっている	わかっている	わかっている	わかっている	わかっている
	腹話術・紙芝居・実技等による交通安全教室	子供自転車大会の開催、自転車免許証を活用した交通安全教室	スクエア・ドストレイト・自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教室の開催												
安全教育															
普及啓発															
取組み															



施策目標4：自転車を活用した県民の健康増進と環境対策

社会保障費の増大や生活習慣病の増加等への対応、県民の体力向上に向けて、自転車の健康・運動効果等の有用性をより多くの県民に認識してもらい、通勤等の日常的な移動やサイクリング等の観光・レジャー等で自転車を活用する機会を創出することが求められます。

施策1．健康増進や環境対策等につながる自転車活用の促進

自転車は、子どもから高齢者までが手軽に楽しめる身近な乗り物であり、日頃からの利用促進が県民の体力向上や健康増進につながり、また、通勤スタイルをクルマから自転車にシフトすることで地球温暖化対策などのエコにもつながることが期待されることから、日常生活において、誰もが自転車を利用しやすい環境の創出を図ります。

<措置>

①	健康増進につながる自転車活用を推進する。
②	県庁における自転車通勤や自転車通勤者が利用しやすい環境整備を推進する。
③	企業の自転車通勤制度導入を促進する。 重点措置
④	自転車利用による環境負荷低減に関する広報啓発を推進する。



図 7.27 自転車通勤導入に関する手引き
(自転車活用推進官民連携協議会)



図 7.28 茨城県庁舎の駐輪場

施策2. 自転車を活用した健康づくりの有用性の広報啓発

県民の運動習慣に対する意識の向上や自転車イベント等への積極的な参加を促進させるため、自転車を活用した健康づくりに関する有用な情報発信などを推進します。

<措置>

①	健康増進に資する自転車活用に関する好事例(自治体実施の自転車通勤体験プログラムの結果等)や、活用効果などに関する情報の収集・発信を行う。
②	サイクルスポーツを身近で慣れ親しめるよう競輪場や公園、MTB パーク等を活用した県民参加の取組を促進する。
③	県民の自転車利用促進を啓発する自転車月間等におけるイベント実施や取組を促進する。 重点措置



図 7.29 自転車利用促進イベント(いばらき自転車活用シンポジウム)

目標設定. 自転車を活用した県民の健康増進と環境対策

目標	成果指標	計測方法	現状値	目標値(R8)
自転車を活用した県民の健康増進と環境対策	県民が直近 1 年間で自転車を活用(サイクリング含む)した割合	アンケート調査	10.3%	20%



(別紙)

目標1 サイクルツーリズムの推進による地域の活性化

施策	指標	措置
施策1 豊富な地域資源 を活用した仕掛 けづくり		<p>モデルルートについて、迷わず、安全安心に走行できるよう充実を図るとともに、地域の消費拡大を図るため、市町村と連携して支線ルートの拡充に取り組む。</p> <p style="text-align: center;">重点措置</p> <p>①</p> <p>(モデルルート) ・環境整備が進むつくば霞ヶ浦りんりんロード以外のモデルルートについて案内標識等の整備を進めるほか、モデルルートを補完し、より迷わず、安心して走れるコースを検討する。 (支線ルート) ・各市町村が中心となって設定するまちなか周遊のためのコースについて、各市町村が中心となって設定する。</p> <p>担当課 スポーツ推進課、道路維持課、道路建設課</p> <p>サイクルツーリズムの推進に向けた統一的な案内誘導サイン等（多言語化）の整備・維持管理を行う。</p> <p>②</p> <p>実施内容 ・つくば霞ヶ浦りんりんロード（県道区間）について、引き続き、サイン等の充実を図る。また、県道以外の区間については、整備の促進を各道路管理者に働きかける。 ・観光事業者を対象に多言語表記整備等を支援する。</p> <p>担当課 スポーツ推進課、道路建設課、道路維持課、観光物産課、国際観光課</p>

※計画期間内に着実に取り組みを進める

※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整



<p>豊富な地域資源を生かした体験型ツアーや宿泊滞在につながるイベント等を推進する。</p>	
<p>重点措置</p>	
③	<p>・地域資源を活用し、県が認定したサイクリストにやさしい宿への宿泊に繋がる、キャンプやサイクリング以外のアクティビティと連携したサイクリングイベント等を企画・開催する。</p> <p>・今後協議会、地元自治体、民間事業者等で継続できるモデル的な事業を検討実施し、継続した来訪を促し、地域で稼ぐ仕組みづくりを行っていく。</p> <p>・海外の旅行会社やメディア等に対し、豊富な地域資源と組み合わせた自転車旅を提案していく。</p> <p>・訪日外国人旅行者(個人)をターゲットにした、サイクリングツアーの販売促進(OTA含む)に取り組む。</p>
	<p>担当課 スポーツ推進課、観光物産課、国際観光課</p>
<p>よりサイクリストが泊まりたくなる宿泊施設の充実に向け、サイクリストにやさしい宿への支援を行うほか、関係団体等への働きかけを行う。</p>	
④	<p>・県が認定するサイクリストにやさしい宿の取組を広げていき、認定施設数のほか、よりサイクリストが泊まりたくなるグレードの高い宿泊施設を増やしていく。</p> <p>・サイクリストにやさしい宿の取組を広げるため、市町村と一体となってホテル旅館業生活衛生同業組合等の関係団体等への働きかけを行う。</p>
	<p>担当課 スポーツ推進課、観光物産課</p>

※計画期間内に着実に取り組みを進める

※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整



サイクリングの盛んな国内外の自治体や企業等との連携を推進する。	<p>⑤</p> <p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他のナショナルサイクルルートとの連携など広域サイクルツーリズムを推進するとともに、継続して台湾や欧米等との連携構築に向け相互交流を促進する。 ・海外誘客拠点(観光レップ)を活用した情報発信やPR、現地旅行会社との商談会(オンライン含む)等を実施していく。 ・国内外の関係機関などとの連携促進に向けた取組を県と一体となって取組むよう市町村に働きかける。 <p>担当課</p> <p>スポーツ推進課、観光物産課、国際観光課</p>
<p>施策2</p> <p>「つくば霞ヶ浦りんりんロード」のブランドイメージの更なる向上とサイクルツーリズムの全県的な波及</p>	<p>つくば霞ヶ浦りんりんロードについて、ナショナルサイクルルートの指定要件を満たす整備水準を維持強化する取組を推進する。</p> <p>①</p> <p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つくば霞ヶ浦りんりんロード(県道区間)について、引き続き、ナショナルサイクルルートの指定要件を満たすよう整備を推進する。また、県道以外の区間については、整備水準の維持を各道路管理者に働きかける。 <p>担当課</p> <p>スポーツ推進課、道路建設課、道路維持課</p> <p>つくば霞ヶ浦りんりんロードに県民が愛着を持つことのできる参加型イベント等を推進する。</p> <p style="text-align: center;">重点措置</p> <p>②</p> <p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の小中学生の校外学習において活用促進を図る。 ・地元企業も加入する各ルートの協議会会員を対象としたライドイベントを定期的実施する。 <p>担当課</p> <p>スポーツ推進課、観光物産課、義務教育課</p>

※計画期間内に着実に取り組みを進める

※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整



首都圏などで開催される旅行博やインバウンド誘客につながる海外旅行博等への出展による国内外でのPRを推進する。	
③	<p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内の旅行博や都内の拠点施設、さらには海外の旅行博に出展し、PRを行う。 海外誘客拠点(観光レップ)等を活用したPRをおこなう。 各地域の魅力のPRを促進するため、県と一体となった取組を市町村へ働きかける。 <p>担当課</p> <p>スポーツ推進課、観光物産課、国際観光課</p>
<p>④</p> <p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅行形態の変化やニーズを踏まえた戦略的プロモーションを展開する。 デステイネーションキャンペーン等交通事業者と連携した情報発信を推進する。 <p>担当課</p> <p>スポーツ推進課、観光物産課、国際観光課</p>	
<p>⑤</p> <p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 空港や道の駅、鉄道駅、休憩所等のサイクリング拠点化に関する構想(拠点施設の賑わいづくり、キッチンカー等による飲食販売、かわまちづくり計画を活用したイベント実施、レンタサイクル、シャワー・更衣室、サイクルラック機能を備えたオプジェの設置等)を検討し、関係機関、市町村と協議・調整を進めるほか、民間企業への働きかけを行う。 広域レンタサイクルの充実を図る。 <p>担当課</p> <p>スポーツ推進課、空港対策課、道路維持課</p>	

重点措置

※計画期間内に着実に取り組みを進める
 ※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整



	<p>地域特性を踏まえた各サイクリングルート推進体制（協議会等）間の連携強化を図る。</p>	<p style="text-align: center;">重点措置</p>
<p>⑥</p>	<p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイクリングいばらきHPにおいて、各ルートの情報を一元的に発信していくほか、先進事例調査として他のルート試走会等を通じて、協議会間の連携強化を図る。 ・協議会ごとにルートの特性に基づくアクションプランの設定を行う。 	<p>担当課</p> <p>スポーツ推進課</p>
<p>施策3 サイクリング情報効果的な発信</p>	<p>①</p> <p>実施内容</p>	<p>県内の最新サイクリング情報について、発信力の充実、強化を図るとともに、SNSやデジタルマーケティング等の活用による効果的な情報発信に取り組む。</p> <p style="text-align: center;">重点措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビや新聞など各種メディアへの情報提供や、いばらきTVでの動画配信・SNSを活用したPRを実施する。 ・県の外国語版ホームページ及びウェブブック（英語、繁体字、タイ語、ベトナム語、韓国語）等による海外向けの情報発信を行う。 ・セグメント分けした各ターゲットに対するプロモーションやその効果を測定するためのデジタルマーケティング、インフルエンサーの活用等の手法を継続的に導入し、より効果的・効率的な情報発信を推進する。
	<p>担当課</p> <p>スポーツ推進課、観光産課、観光観光課、国際観光課、プロモーションチーム</p>	

※計画期間内に着実に取り組みを進める

※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整



県内のサイクリングコースに関する情報を一元化し、国内外に効果的に発信する。	
②	<p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の地域資源や既存の自転車道等のコースをサイクリングマップ、サイクリストが活用するアプリ等で紹介するほか、サイクリストが好むルート、立ち寄り先を収集できる仕組みを検討し、より利用者目線のサイクリングコース情報をまとめていく。 <p>担当課</p> <p>スポーツ推進課</p>
県民の自転車活用促進を啓発するイベント開催を支援する。	
③	<p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村、民間企業、団体等が実施する自転車活用を普及・啓発するイベント開催を支援し、継続したイベントになるよう働きかける。 <p>担当課</p> <p>スポーツ推進課</p>
首都圏などで開催される旅行博やインバウンド誘客につながる海外旅行博等への出展による国内外でのPRを推進する。	
④	<p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の旅行博や都内の拠点施設、さらには海外の旅行博に出展し、PRを行う。 ・海外誘客拠点(観光レップ)等を活用したPRをおこなう。 ・各地域の魅力のPRを促進するため、県と一体となった取組を市町村へ働きかける。 <p>担当課</p> <p>スポーツ推進課、観光物産課、国際観光課</p>

※計画期間内に着実に取り組みを進める

※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整



施策4 誰もがいつでも 手軽にサイクリ ングを楽しめる 環境の構築	デステイネーションキャンペーンなどの観光プロモーション等を推進するとともに、サイクリング関係の民間事業者や鉄道、バス等の交通事業者と連携した情報発信を推進する。 (再掲)
	実施内容 ・旅行形態の変化やニーズを踏まえた戦略的プロモーションを展開する。 ・デステイネーションキャンペーン等交通事業者と連携を強化していくほか、国内外のメディア等を対象としたフェアムツアの実施、インフルエンサーを活用した県内イベントの情報発信を積極的に行う。 担当課 スポーツ推進課、観光物産課、国際観光課
①	サイクルツーリズムの推進に向けた統一的な案内誘導サイン等（多言語化）の整備・維持管理を行う。 (再掲)
	実施内容 ・つくば霞ヶ浦りんりんロード（県道区間）について、引き続き、サイン等の充実を図る。また、県道以外の区間については、整備の促進を各道路管理者に働きかける。 ・観光事業者を対象に多言語表記整備等を支援する。 担当課 スポーツ推進課、道路建設課、道路維持課、観光物産課、国際観光課
②	茨城空港周辺や道の駅、鉄道駅等のサイクリング拠点化に向け、更なる機能充実（シャワー、レンタサイクル、手荷物配送、サイクルラック等）を図る。 (再掲)
	実施内容 ・空港や道の駅、鉄道駅、休憩所等のサイクリング拠点化に関する構想（拠点施設の賑わいづくり、キッチンカー等による飲食販売、かわまちづくり計画を活用したイベント実施、レクリエーション・更衣室、ラック機能を備えたウェアの設置等）を検討し、関係機関、市町村と協議・調整を進めるほか、民間企業への働きかけを行う。 担当課 スポーツ推進課、空港対策課、道路維持課

※計画期間内に着実に取り組みを進める

※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整



サイクルラックや荷物等配送サービス、サイクルレスキュー等の導入によるサポート体制の充実・強化を図る。	
③	<p>サイクルラックの県内全域の拡充に向け市町村と連携するとともに、荷物等の配送サービスやサイクルレスキュー等の新たなサービスの導入に向けた関係事業者などとの検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷物等の配送サービスやサイクルレスキュー等の新たなサービスの導入の検討について民間企業に働きかける。 ・霞ヶ浦広域サイクルルーズの利用促進を図る。
	担当課 スポーツ推進課
レンタサイクル等の導入促進を図るとともに、公共交通との接続強化について検討する。	
重点措置	
④	<p>まちなかの移動手段や観光施設周辺の周遊観光などで、手軽に自転車を利用ができるようにまちなか施設や駅前等へのレンタサイクル施設の導入を市町村に対し働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レンタサイクルの情報発信のほか、利用者にとってメリットとなるモデルケースの紹介を通じて、普及を図る。
	担当課 スポーツ推進課、都市計画課、都市整備課

※計画期間内に着実に取り組みを進める

※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整



<p>視覚に障害のある人でもサイクリングを楽しめるタンデム自転車や観光用途のあるペロタクシー、その他多様な自転車についてより走りやすい環境整備の検討や広報啓発を実施する。</p>	<p>・障がい者（特別支援学校等）と連携し、道路環境上の課題把握のためのタンデム自転車の走行会を実施する。</p> <p>・タンデム自転車やペロタクシーを新たな観光誘客につながるツールとしての活用について市町村や民間企業に働きかける。</p> <p>・広域レンタサイクルにおけるタンデム自転車の利用促進を図る。</p> <p>・自転車が安全に走行できる道路交通環境を整備するにあたり、交通規制の実施が、安全を確保する上で必要であると認められる場合は、関係機関と連携し、現場実態に即した交通規制の実施を検討していく。</p> <p>・自転車の特徴に応じた安全な利用に関する広報・啓発をその利用実態や普及実態に沿って推進する。</p>
<p>⑤</p>	<p>担当課 スポーツ推進課、道路維持課、交通総務課、交通規制課</p>
<p>視覚に障害のある人でもサイクリングを楽しめるタンデム自転車や観光用途のあるペロタクシー、その他多様な自転車についてより走りやすい環境整備の検討や広報啓発を実施する。</p>	<p>・障がい者（特別支援学校等）と連携し、道路環境上の課題把握のためのタンデム自転車の走行会を実施する。</p> <p>・タンデム自転車やペロタクシーを新たな観光誘客につながるツールとしての活用について市町村や民間企業に働きかける。</p> <p>・広域レンタサイクルにおけるタンデム自転車の利用促進を図る。</p> <p>・自転車が安全に走行できる道路交通環境を整備するにあたり、交通規制の実施が、安全を確保する上で必要であると認められる場合は、関係機関と連携し、現場実態に即した交通規制の実施を検討していく。</p> <p>・自転車の特徴に応じた安全な利用に関する広報・啓発をその利用実態や普及実態に沿って推進する。</p>
<p>⑥</p>	<p>担当課 スポーツ推進課、交通政策課</p>

重点措置

- ・交通事業者に対し、サイクルトレインやサイクルバスの本格運行に向けた働きかけを行うとともに、その取組を支援する。
- ・複数の交通事業者におけるサイクルトレインやサイクルバスの取組を連携させ、広域的な取り組みとなるよう支援する。

※計画期間内に着実に取り組みを進める
※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整



施策5 安心・安全にサイクリングできる環境の構築	サイクルツーリズムの推進に向けた統一的な案内誘導サイン等（多言語化）の整備・維持管理を促進する。
	① 実施内容 ・つくば霞ヶ浦りんりんロード（県道区間）について、引き続き、サイン等の充実を図る。また、県道以外の区間については、整備の促進を各道路管理者に働きかける。 ・観光事業者を対象に多言語表記整備等を支援する。 担当課 スポーツ推進課、道路建設課、道路維持課、観光物産課、国際観光課
	② 実施内容 ・つくば霞ヶ浦りんりんロード（県道区間）について、引き続き、休憩施設の充実を図る。また、県道以外の区間については、休憩施設の充実を図るよう市町村に働きかける。 担当課 道路建設課、道路維持課
	③ 実施内容 ・サポートライダーを利用したルートの提案及び旅行商品の造成促進を行う。 ・県内全域で養成したサイクリングガイドに対し、観光マイスター等によるおもしろいや地域の魅力についての案内を学ぶ研修会を開催するなど、質の向上を図る。 担当課 スポーツ推進課、観光物産課、国際観光課

重点措置

多言語対応可能なガイドの養成など、来訪者へのおもしろいや地域の魅力を案内するサポートライダーに必要な知識・能力の維持向上に努めるとともに、その活用を推進する。



よりサイクリストが泊まりたくなる宿泊施設の充実に向け、サイクリストにやさしい宿への支援を行うほか、関係団体等への働きかけを行う。	<p style="text-align: center;">(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が認定するサイクリストにやさしい宿の取組を広げていき、認定施設数のほか、よりサイクリストが泊まりたくなるグレードの高い宿泊施設を増やしていく。 ・サイクリストにやさしい宿の取組を広げるため、市町村と一体となってホテル旅館業生活衛生同業組合等の関係団体等への働きかけを行う。
④	
⑤	<p>交通施設や観光施設などにおける通信環境（Wi-Fi）の普及拡大による国内外からの来訪者のサービスの充実を図る。</p>
⑤	<p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県有施設における通信環境「IBARAKI FREE Wi-Fi」の整備推進と、市町村や県内経済団体等を通じた普及を図っていくほか、普及が進んでいない地域を中心に、個別に該当市町村の事業団体等に協力依頼を行う。 ・観光事業者を対象に、Wi-Fi環境等の整備を支援する。
⑤	<p style="text-align: center;">担当課 情報システム課、国際観光課、スポーツ推進課</p>

※計画期間内に着実に取り組みを進める

※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整



目標2 自転車交通の役割拡大に向けた自転車通行空間の整備

施策	指標	措置
施策1 自転車ネットワーク路線の計画的な整備推進		モデルルートの整備の推進を図る。また、モデルルートを補完し、より安全安心に走行できるコースを設定する。 重点措置
		① 実施内容 ・いばらぎ自転車ネットワーク計画の整備方針に基づき、案内標識や矢羽根等の路面標示、舗装の修繕等、モデルルートの自転車通行空間の整備を行う。 ・モデルルートを補完し、より安全安心に走行できるコース及び整備方針を検討する。
		担当課 道路維持課、スポーツ推進課
		モデルルートまでのアクセス道路への矢羽根や案内標識等の整備を推進する。
施策2 市町村と連携した県管理道路における自転車通行空間整備の推進		② 実施内容 ・モデルルートまでのアクセス道路について、必要に応じて案内標識や矢羽根等の路面標示、舗装の修繕等を行う。
		担当課 道路維持課
		県で定める自転車通行空間の整備フローに基づき、県管理道路の自転車通行空間の整備の推進を図る。 重点措置
		① 実施内容 ・市町村と連携しながら、優先順位の高い路線から順に整備を進めていく。
		担当課 道路維持課

※計画期間内に着実に取り組みを進める

※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整

	市町村版自転車活用推進計画（ネットワーク計画含む）の策定について支援する。		
②	<p style="text-align: center;">重点措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村版自転車活用推進計画（ネットワーク計画含む）の策定を検討している市町村に対し、必要な助言や資料提供等を行い、市町村の取り組みを支援する。 市町村版自転車活用推進計画（ネットワーク計画含む）の策定について市町村へ働きかける。 市町村と連携しながら、優先順位の高いところから順に整備を進めていく。 	道路維持課、スポーツ推進課	
	地域のニーズに対応したまちなかにおける駐輪場の整備について、市町村へ検討の働きかけや情報提供等の支援を行う。		
①	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺の駐輪場の整備にあたっては、地域のニーズをきめ細かく把握した上で、鉄道事業者の協力を求めながら地域全体の駐輪場整備計画を検討するよう市町村に働きかける。 駐輪場整備にあたっては、ユニバーサルデザインに対応した駐輪施設やラック導入の検討など民間企業に働きかける。 	スポーツ推進課、道路維持課	
	路外駐車場の整備や荷さばき用駐車スペースの整備について、市町村へ検討の働きかけや情報提供等の支援を行う。		
②	<ul style="list-style-type: none"> 既設の植樹帯や停車帯を活用した荷さばき用駐車スペースの整備の検討について市町村に働きかける。 	スポーツ推進課、道路維持課	
	路外駐車場の整備や荷さばき用駐車スペースの整備について、市町村へ検討の働きかけや情報提供等の支援を行う。		
施策3 自転車活用の促進に向けたまちづくりと連携した取組の推進			

※計画期間内に着実に取り組みを進める

※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整



自転車専用通行空間上の駐停車禁止規制の実施や自転車専用通行空間上の違法駐車取締りを推進する。	
③ 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・駐停車禁止規制の要望を受けた際は、現場調査（違反の実態や自転車の走行状況等）を実施し、交通規制が必要か否か検討する。 ・その他、自転車専用通行空間（りんりんロードのような自転車道等）に車両が入れないように対する対策が必要になった場合は、物理的に入れないようにする措置（ボラードの設置等）について、関係機関と連携しながら推進していく。 ・駐車禁止規制等に基づき、警察官及び駐車監視員による取締りを実施する。
担当課	交通規制課、交通指導課
駐車監視員による違反車両に対する取締りを強化する。	
④ 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車監視員の人数を増員や活動日数の増加等により、違反違反の取締りを強化する。
担当課	交通指導課
生活道路におけるゾーン30の整備や狭さくの設定などの安全対策を推進する。	
⑤ 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・物理的デバイスの設置等、生活道路における安全対策を関係機関と連携し推進する。 ・関係機関と連携した、自転車利用者も対象とした広報啓発を実施し、人も自転車も安心できる道路交通環境を構築する。
担当課	交通規制課

※計画期間内に着実に取り組みを進める

※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整



<p>通学路周辺の自転車の視点も踏まえた安全点検を実施する。</p>	<p>・各市町村における推進委員会の開催や、通学路合同点検の実施状況及び危険箇所対策状況等を把握する調査を年2回実施する。</p> <p>・年1回「通学路の交通安全に係る市町村連絡会議」を開催し、通学路交通安全プログラムの取組状況に関する情報交換を行う。</p> <p>・各市町村で策定されている「通学路交通安全プログラム」に基づき、各学校で点検を実施した結果をもとに合同点検の実施すること、また、合同点検実施後に対策方法について検討し、関係機関と連携を図りながら対策を行うことについて市町村へ働きかける。</p>
<p>⑥</p>	<p>実施内容</p>
	<p>担当課</p>
	<p>保健体育課、道路維持課</p>

※計画期間内に着実に取り組みを進める

※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整



目標3 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策	指標	措置
施策1 多様な交通安全 教育の推進		<p>ライフステージ等に応じた自転車安全教育・啓発を推進する。</p> <p style="text-align: center;">重点措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県交通安全県民運動推進に係る委員会等を通じ、自転車安全教育に関する事項等について議論・共有し、効果的な教育を推進する。 ・各種研修会等において、事故事例を示しながら、実態に合った自転車安全教育の充実に努めるよう依頼する。 ・幼児から高齢者まで各世代のライフステージに応じた安全教育を推進するため、現在実施している安全教育を体系的に整理し、課題点や改善点を洗い出して効果的な教育を実施するなど、各主体が連携した取組を推進する。 ・広域レンタサイクル利用者に対し、走行マナーの啓発を行う。 <p>①</p> <p>実施内容</p> <p>担当課 生活文化課、保健体育課、交通総務課、スポーツ推進課</p> <p>学校・地域・警察等が連携して、交通安全の視点からの通学路安全マップの作成を推進する。</p> <p>②</p> <p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村に対し、様々な研修会等を通じて、安全マップの作成を依頼する。 ・毎年配付している登下校時の安全についてのリーフレットをデータで配付し、タブレットを活用して安全マップを作成できるようにする。 <p>担当課 保健体育課</p>

※計画期間内に着実に取り組みを進める

※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整

施策2 自転車の安全利 用の促進	自動車ドライバー等が、安全な間隔で自転車の脇を通過するよう「思いやり運転」についての意識向上のための広報啓発を図る。	<p style="text-align: center;">重点措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車ドライバー等に対し、「思いやり運転」による道路空間利用の配慮についての意識向上等を図るため、県等のホームページなどによる普及啓発を実施する。 ・交通ルールに基づき、自動車や自転車、歩行者がお互いに配慮しながらコミュニケーションをとることにより道路空間を共有するための啓発活動をSNS等を活用し実施する。 ・免許更新の講習会にあわせ、自転車利用のルールやモデルルートに設置した自転車向けの看板等についての啓発を行う。 ・県と連携した啓発活動について市町村、関係団体へ協力を働きかける。
	①	生活文化課、スポーツ推進課
	自転車乗車時におけるヘルメット着用等に向けた幼児や児童・生徒の意識向上を図る。	<p style="text-align: center;">重点措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や県立学校等に対して、自転車乗車時のヘルメット着用やライト点灯の指導に努めるよう、通知文や研修会等とおして依頼する。 ・研修会等の際には、ヘルメット着用が有効であった事故事例を示す等して、より具体的な説明を行う。 ・学校で実施している交通安全教室やホームルームの際に、自転車乗車時のヘルメット着用やライト点灯（昼夜間）の有用性について説明し、意識の向上を図る。 ・各季交通安全運動等の機会を捉えたたキヤンペーンやチラシ等を活用した啓発活動を実施する。
②	保健体育課	

※計画期間内に着実に取り組みを進める

※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整



自転車を利用する県民に向けて、自転車損害賠償保険等の努力義務化に関する周知、加入促進を図る。	
重点措置	
③	<p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県広報紙やSNS等を活用し、広報・啓発活動を実施する。 ・交通安全教室やイベント等において、自転車損害賠償保険等への加入促進のための広報・啓発活動を実施する。 ・県と一体となった取組みの推進について市町村へ働きかける。 <p>担当課 生活文化課</p> <p>自転車利用者の交通安全意識向上に資する広報啓発活動、指導・取締りの推進及び適切な自転車運転者講習制度の運用を図る。</p>
④	<p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各季交通安全運動等の機会を捉えたキャンペーンや県広報紙やSNS等を活用した広報・啓発活動を実施する。 ・地域交通安全活動推進委員や自転車関連団体、学校等の関係機関・団体等と連携した啓発活動を実施する。 ・企業等に対し自転車通勤者に向けた交通安全講話を実施する。 ・警察官及び駐車監視員により、積極的に違法駐車車両に対する交通指導取締りを実施する。 ・県と連携した啓発活動等への協力について、市町村・関係団体に働きかける。 <p>担当課 生活文化課、交通総務課、交通指導課</p> <p>地方公共団体職員に対するルール遵守の徹底について啓発する。</p>
⑤	<p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ツイッター等のSNSや片内放送及び片内掲示板などを活用して、交通ルールの遵守を呼びかける広報・啓発活動を実施する。 <p>担当課 生活文化課</p>

※計画期間内に着実に取り組みを進める

※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整



	<p>自転車購入に関する広報及び購入後の定期的な点検整備の必要性について周知する。</p>	
⑥	<p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室を開催する際は、自転車の点検整備等に関する指導も併せて実施するよう依頼する。 自転車販売店、自転車メーカーと連携し、県内イベント等における参加者との接点を設け、適切なアドバイスを得られる環境を設ける。 関係機関・団体と連携し、自転車点検整備の必要性について周知を図る。 学校に対し通学に使う自転車の定期的な点検整備の必要性について呼びかける。 <p>担当課 交通総務課、保健体育課、スポーツ推進課</p>	
	<p>交通安全協会が実施している自転車安全教育指導員講習会を有効に活用し、交通安全教育者の資質の向上を図ると共に指導員の拡充を図る。</p>	
①	<p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 県交通安全協会が主催する自転車安全教育指導員養成講習会において、講師派遣を行い、内容の充実を図る。 県交通安全協会主催の自転車安全教育指導員講習会への参加を働きかける。 講習会の継続した開催について団体に働きかける。 <p>担当課 保健体育課、生活文化課、交通総務課</p>	
	<p>茨城県国土強靱化計画の内容を受けた対応を行うとともに、災害時の活用に向けた、既存の県施設における駐輪場の維持管理を実施する。</p>	
①	<p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の国土強靱化基本計画を踏まえ、茨城県国土強靱化計画を改定し、災害時における自転車の活用方策を検討する。 <p>担当課 防災・危機管理課、管財課、スポーツ推進課</p>	<p>重点措置</p>

※計画期間内に着実に取り組みを進める

※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整



目標4 自転車を活用した県民の健康増進と環境対策

施策	指標	措置
施策1 健康増進や環境 対策等につながる 自転車活用の 促進		<p>健康増進につながる自転車活用を推進する。</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民や企業が取り組む健康づくりを推進するため、健康づくりの活動にインセンティブを付与するヘルスケアポイント事業（健康アプリの運用）を推進する。 ・アプリ内でのイベントの充実及びアプリの周知・広報等により利用促進を図る。 <p>担当課 健康・地域ケア推進課</p> <p>県庁における自転車通勤や自転車通勤者が利用しやすい環境整備を推進する。</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県が運営するスマホアプリを活用し、組合員本人が運動等を行うことにより貯まるアプリ内ポイントに応じてインセンティブ（景品）を付与する。 <p>担当課 管財課、総務事務センター、スポーツ推進課</p> <p>企業の自転車通勤制度導入を促進する。</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が進める「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトを県内企業に対しても周知し、企業の自転車通勤制度導入促進に向け働きかける。 <p>担当課 スポーツ推進課</p>

重点措置

※計画期間内に着実に取り組みを進める

※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整

	<p>自転車利用による環境負荷低減に関する広報啓発を推進する。</p>
<p>④</p>	<p>実施内容 ・年間を通して環境に配慮したライフスタイルを实践する県民運動「いばらきエコスタイル」の普及啓発を通じて、自転車等の環境にやさしい移動手段の活用を呼びかける。</p> <p>担当課 スポーツ推進課、環境政策課</p>
<p>施策2 自転車を活用した健康づくりの有用性の広報啓発</p>	<p>健康増進に資する自転車活用に関する好事例（自治体実施の自転車通勤体験プログラムの結果等）や、活用効果などに関する情報の収集・発信を行う。</p> <p>①</p> <p>実施内容 ・国内外、県内市町村で行われている自転車活用による健康増進等の好事例の情報収集を行うとともに、様々な機会を捉えて積極的に発信する。</p> <p>担当課 スポーツ推進課</p> <p>サイクルスポーツを身近で慣れ親しめるよう競輪場や公園、MTBパーク等を活用した県民参加の取組を促進する。</p> <p>②</p> <p>実施内容 ・引き続き、取手競輪場で実施している「サイクルアートのフェスティバル」等による県民への普及啓発活動を推進する。 ・まちなかの公園やMTBパーク、市町村主催による自転車イベントを活用した普及啓発活動の実施について市町村に働きかける。</p> <p>担当課 総務課、スポーツ推進課</p>

※計画期間内に着実に取り組みを進める

※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整



③ 実施内容	県民の自転車利用促進を啓発する自転車月間等におけるイベント実施や取組を促進する。
	<div style="text-align: center;">重点措置</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民への自転車活用を普及・啓発するイベントを開催する。 ・ 県事業と連携した取組を市町村・民間企業・団体へ働きかける。
担当課	スポーツ推進課

※計画期間内に着実に取り組みを進める

※市町村、民間企業・団体等の実施内容については、今後調整



7.2 これまでの主な取組状況と効果

1) 施策目標 1 サイクルツーリズムの推進による地域の活性化

国内外からの観光誘客に向けて、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を活用した地方創生の取組を深化させつつ、県内各地域の特色を最大限に活かしたサイクルツーリズム¹³⁾を官民が一体となって取組み、地域の活性化や稼げる地域づくりを推進します。

① これまでの主な取組

前計画に基づき、「サイクルツーリズム¹³⁾の推進による地域の活性化」を推進する施策として、主に以下に取り組んできました。

表 7.1 各施策の主な取組実績(施策目標1)

施策	主な取組実績
1.豊富な地域資源を活用した仕掛けづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 多彩なサイクリングコース整備等促進に向けて、取組を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 2つのサイクリングコースの協議会を立ち上げ。(奥久慈里山ヒルクライムルート、大洗・ひたち海浜シーサイドルート) ▶ 地元市町村と支線ルート策定に向けた勉強会を実施。 ● 「筑波山地域観光案内サインに係るガイドライン」を策定、「いばらき多言語表記ガイドライン」を改定。 ● 知事が訪台し、トップセールス及び台湾自転車メーカー関係者との会談等を実施。 ● 台湾のメディア等向けオンラインツアーを実施。 <div style="text-align: right;">  <p>図 7.30 奥久慈里山ヒルクライムルート利活用推進協議会の設立</p> </div>
2.「つくば霞ヶ浦りんりんロード」のブランドイメージの向上	<ul style="list-style-type: none"> ● つくば霞ヶ浦りんりんロードが第1次ナショナルサイクルルート³⁶⁾に指定。 ● 休憩所の改修工事、ルート案内看板設置を順次実施。 ● サイクルステーション¹²⁾の整備支援。 ● 休憩所等におけるキッチンカー等を活用したイベントの開催。 ● かわまちづくり計画⁷⁾の登録。
3.サイクリング情報の効果的な発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内のサイクリングルート等を紹介する「サイクリングいばらき」HP¹¹⁾や公式 SNS を開設。(Twitter、Instagram、YouTube)

表 7.2 各施策の主な取組実績(施策目標1)

施策	主な取組実績
<p>4.誰もがいつでも手軽にサイクリングを楽しめる環境の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● サポートライダーの養成推進と活用場面の創出に向け、取組を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「いばらきサイクリングサポートライダー養成講座」を実施。 ● レンタサイクル導入促進、公共交通との接続強化として、取組を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 那珂湊駅と大洗町観光情報交流センター「うみまちテラス」間でレンタサイクルの相互乗入れ開始。 ● タンデム自転車³²⁾利用推進に向けて、取組を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ タンデム自転車³²⁾を広域レンタサイクル⁹⁾に導入。 ▶ 県視覚障害者協会によるタンデム自転車³²⁾試乗会を支援するほか、交通安全運動や試乗会でPR 及び交通ルール周知。 ● サイクリスト向けの機能を持つ宿泊施設の充実に向けて、取組を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ サイクリングホテル「星野リゾート BEB5」整備を、補助事業として支援。 ▶ 「サイクリストにやさしい宿」の認定制度を設立。(R3.●時点:●施設認定)
<p>5.交通結節点の拠点化、サポート体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 茨城空港において、サイクルラック¹⁶⁾や更衣室の適切な維持管理を実施。 ● サイクルトレイン¹⁴⁾「B.B.BASE³⁸⁾」が茨城県乗り入れ(潮来駅・鹿島神宮駅)。 ● 水郡線サイクルトレイン¹⁴⁾の実施(実証実験)。 ● 鹿島臨海鉄道におけるサイクルトレイン¹⁴⁾実証実験。 ● TM ライナー(水戸ーつくば間高速バス)への自転車(輪行バック)の持ち込み可。



図 7.31 タンデム自転車³²⁾の試乗



図 7.32 サイクルトレイン「B.B.BASE³⁸⁾」の運行

② 取り組みの主な結果

● つくば霞ヶ浦りんりんロードの利用者数は増加傾向にある一方で、認知度はまだ低く、利用者層も限定的で日帰り観光が中心の状態

- ▶ 県内の宿泊客数は年間約 200 万人と近年変化がない一方で、訪日外国人入込客数は増加し、平成 30 年には 30 万人を突破。
- ▶ 県内の自転車観光の核であるつくば霞ヶ浦りんりんロードの利用者数は増加傾向にあり、令和 2 年度には計画策定時と比較して 2.2 倍となる約 10.5 万人が来訪(ビワイチ利用者数と同程度)。
- ▶ 令和元年度つくば霞ヶ浦りんりんロードマーケティング調査「ファン化プロセス把握調査」によると、つくば霞ヶ浦りんりんロードの認知度は 13%と低く、また、つくば霞ヶ浦りんりんロードの利用者層が首都圏からの 40 代以上の男性が多い。
- ▶ 令和 3 年度県外客アンケート調査によると、回答者全体の約 8 割は宿泊意向がある一方で、実態としては、日帰りでも十分楽しめるために宿泊しない傾向。

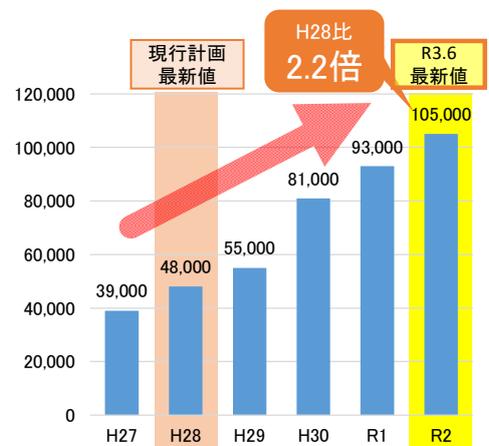


図 つくば霞ヶ浦りんりんロード利用者数の推移



● モデルルートの整備やレンタサイクルの導入等の取組が着実に進む一方で、誰もが手軽に自転車利用しやすい環境の維持・改善が引き続き求められている

- つくば霞ヶ浦りんりんロードがナショナルサイクルルート³⁶⁾に指定される等、モデルルートの整備は着実に進んでいる。
- 県と沿線市町村で乗り捨て可能な広域レンタサイクル⁹⁾を実施しており、利用者数は計画策定時比 1.9 倍の約 3 千人に増加。
- 令和 3 年度県外客アンケート調査によると、県内での自転車利用の総合的な満足度は約 8 割と高いものの、自転車利用者・自転車利用を検討したがやめた人ともに、安全・快適な走行環境や案内サインの充実や、レンタサイクル等の充実を求める声がある。

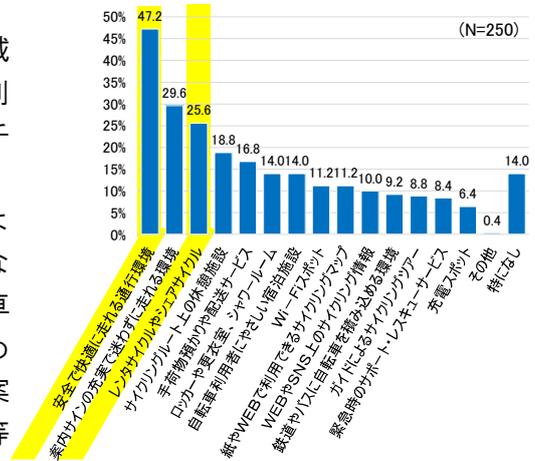


図 改善が必要と感じたサービス
出典：令和 3 年度県外客アンケート調査

● サイクリング情報の継続した発信や内容の改善が求められる

- 令和 3 年度県外客アンケート調査によると、自転車を利用しての旅行のイメージがなかったため自転車利用を検討しなかった人が一定程度存在。

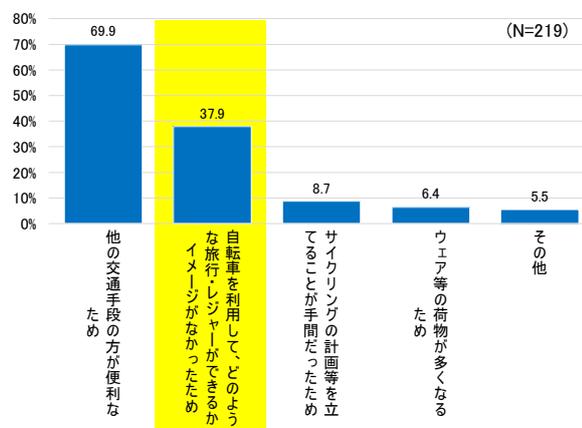


図 自転車の利用を検討しなかった理由
出典：令和 3 年度県外客アンケート調査

【各施策の進捗の達成状況】

指標	2018 年度 (計画策定時)	2021 年度 (現状値)	目標値	達成状況
モデルルート	1 コース	4 コース	4 コース	達成
支線ルート (街なか周遊ルート)	0 コース	6 コース	8 コース	未達成
いばらきサポートライダー ¹⁾ 養成数	15 名	64 名 [※]	91 名	—

※計画策定時に設定した目標値には満たないものの、64 名で必要な人数を確保できているため、2021 年度の養成講座は予定していない。

2) 施策目標 2 自転車交通の役割拡大に向けた自転車通行空間²⁴⁾の整備

本県は、公共交通の利用エリアが限られ、自動車分担率²⁶⁾が高いことから、公共交通と自転車の連携拡大を通じた移動手段の転換を図ります。また、観光客やサイクリスト等誰もが安全・快適に自転車を活用できる環境整備を行い、自転車交通の役割拡大を図ります。

① これまでの主な取組

前計画に基づき、「自転車交通の役割拡大に向けた自転車通行空間²⁴⁾の整備」を推進する施策として、主に以下に取り組んできました。

表 7.3 各施策の主な取組実績・成果(施策目標2)

施策	主な取組実績・成果
1. 自転車ネットワーク路線の計画的な整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 茨城空港と霞ヶ浦を結ぶ区間の矢羽根等整備完了。 ● 「奥久慈里山ヒルクライムルート」他2ルートで、コース案内の標識を設置。 ● モデルルートの整備や、市町村の地方版自転車ネットワーク等の策定・整備状況を鑑みながら、アクセス道路とするルートの設定や整備手法、整備水準等について検討のうえ着手。 ● 市町村別自転車活用推進計画(ネットワーク計画含む)の策定支援。   <p>図 7.33 茨城空港-霞ヶ浦間の矢羽根整備</p> <p>図 7.34 各サイクリングコースのルートサイン</p>
2. 自転車活用の促進に向けたまちづくりと連携した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活道路対策エリアにおいて、市町村と連携し歩道整備等の歩行空間等の確保を実施。 ● 「通学路交通安全プログラム」に基づく実施状況調査を実施。

② 取り組みの主な結果

● 自転車通行空間²⁴⁾整備は進んでいるが、まだ自転車通行空間²⁴⁾の安全性・快適さ・わかりやすさに不満を感じる人が一定数存在している状況

- 茨城県管理道路の自転車通行空間²⁴⁾は、策定時(3.9km)から約1.7倍増加して24.9kmの整備が完了している。
- 市町村の自転車活用推進計画・自転車ネットワーク計画の策定が進む(自転車活用推進計画7自治体、自転車ネットワーク計画8自治体が策定済)。
- 令和3年度県民アンケート調査によると、自転車通行空間²⁴⁾の快適さや安全性、わかりやすさへの満足度について、「不満」「やや不満」との回答が全体の約4割。



図 県内での自転車利用に関する満足度

出典: 令和3年度県民アンケート調査



● 自転車利用に向けて、駐輪環境の整備、自転車通行空間²⁴⁾における路上駐車への対応等の自転車利用環境の整備・向上が求められている

- 駅周辺の駐輪場数は全国平均より低い、計画策定後、整備数は増加しており、駐輪可能台数に約4割の余裕がある状況である。
- 令和3年度県民アンケート調査によると、自転車利用者のうち、より自転車を利用したいと思うために必要な環境整備として、物流車両や一般車両の路上駐車への対応を選ぶ人がそれぞれ全体の約3割程度(上位2、3位)である。

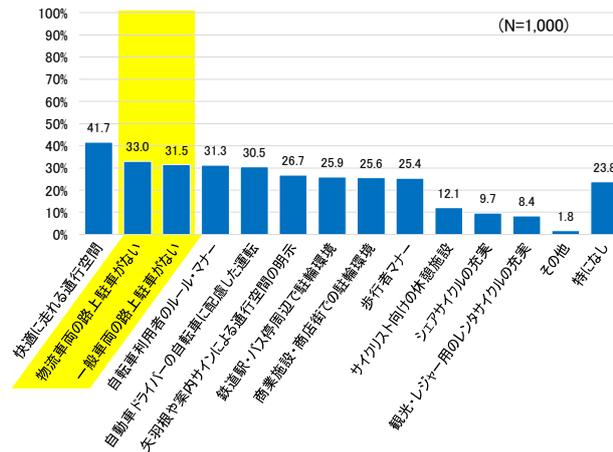


図 県内での自転車利用に必要な環境整備
出典: 令和3年度県民アンケート調査

【各施策の進捗の達成状況】

指標	2018年度 (計画策定時)	2021年度	目標値	達成状況
市町村版 自転車活用推進計画策定数	1市町村	10市町村	5市町村	達成
通学路の安全点検 の実施率※	小学校	99.40%	100%	未達成
	中学校	97.70%	100%	未達成

※ 教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえて通学路を安全点検し、必要な対策を行うこと。

3) 施策目標3 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

自転車乗車中の事故死者数が全国平均よりも高い傾向にあることから、自転車事故を抑制・防止し、安全な自転車利用環境を創出するため、利用者の世代に応じたきめ細やかな安全教育を実施するほか、自転車・自動車・歩行者が互いの特性や交通ルールを理解し、尊重し合いながら、交通安全意識の向上を図ります。

① これまでの主な取組

前計画に基づき、「自転車事故のない安全で安心な社会の実現」を推進する施策として、主に以下に取り組んできました。

表 7.4 各施策の主な取組実績・成果(施策目標3)

施策	主な取組実績・成果
1.多様な交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園や学校・企業において自転車に関する交通安全教室を開催。
2.自転車の安全利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全県民運動において、自転車の安全利用を推進。 ● 指導主事等研究協議会及び緊急情報メール、茨城放送ラジオ番組で、生徒の「自転車乗車時におけるヘルメット着用」、「事故防止のための反射材の着用及び自転車のライト点灯」の徹底を依頼。 ● 「茨城県交通安全条例」を改正し、「自転車の安全な利用の推進」及び「自転車損害賠償責任保険等への加入の促進(努力義務)」を措置。 ● ノベルティ(反射材)を活用した自転車安全利用五則の周知 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>図 7.36 交通安全県民運動</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図 7.35 茨城県交通安全条例の改正</p> </div> </div>
3.自転車の交通安全教育に係る人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全協会主催の自転車安全教育指導者養成講習会において、交通安全講話や自転車シミュレーターの実技講師として、普及啓発等を実施。
4.災害時における自転車活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 今年度改定予定の茨城県国土強靱化計画へ、災害時の自転車活用方策を反映することを検討。



② 取り組みの主な結果

● 自転車関連事故は計画策定時から減少しているものの、依然として全国平均より高い

- 自転車関連事故件数は、計画策定時から約1割減少(1,136件)。
- 自転車乗用中の死者数の全事故死者数に占める割合は、依然として全国平均よりやや高く、高校生と70歳以上において死傷者の割合が高い。

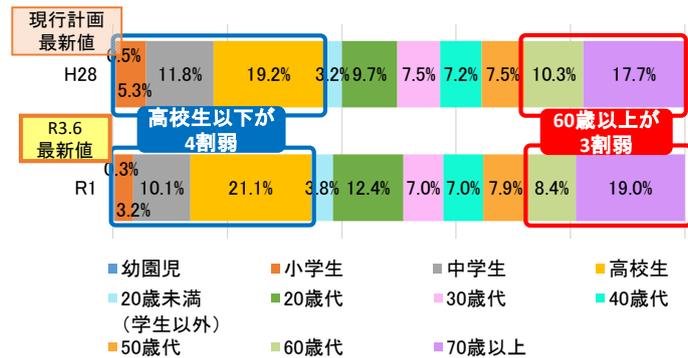


図 年齢階層別の自転車関連事故死傷者数

出典: 交通事故総合分析センター交通事故統計年報

● ライフステージ別の交通安全教育を進める一方で、自転車交通ルールの遵守や自転車利用マナーの向上が引き続き必要

- 世代によらず、自転車利用者の約7割は過去1年以内に自転車交通ルールを違反したことがあり、「主に歩道を走る」「車道の右側を走る」「停止線で一時停止をしない」との回答が多い(令和3年度県民アンケート調査)。
- 自転車が怖い・邪魔と感じる事が「ある」と回答した自動車運転者は、全体の約9割(令和3年度県民アンケート調査)。
- 自動車等の「思いやり運転」実施率は、約9割程度(令和3年度県民アンケート調査)。

● 安全教育に係わる人材の育成についても、引き続き対応が必要

- 安全教育指導員は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、養成会を開催できず、増加していない状況。

● 自転車の定期的な点検整備等の自転車の安全利用のための対応が継続して必要

- 自転車利用者のうち、個人または店舗で定期的に自転車を点検する割合は約4割程度(令和3年度県民アンケート調査)。

● 万が一事故が発生した場合に備えて、自転車損害賠償保険加入への対応やヘルメット等の安全装備の装着への対応も必要

- 自転車利用者のヘルメット着用率は約1割程度(令和3年度県民アンケート調査)。
- 県では、令和元年6月に自転車保険への加入を努力義務化しましたが、自転車保険への加入率は約47%(全国32位)であり、令和3年度県民アンケート調査によると、加入の努力義務化に対する認知度は約4割程度。

【各施策の進捗の達成状況】

指標		2018年度 (計画策定時)	2021年度 (現状値)	目標値	達成状況
通学路安全マップ ³³⁾ の作成率	小学校	98.00%	85.4%	100%	—
	中学校	89.60%	73.3%	100%	—
自転車安全指導員の養成数		440名	500名 ※コロナのため中止	620名	未達成



4) 施策目標 4 自転車を活用した県民の健康増進

社会保障費の増大や生活習慣病の増加などに対応し、県民の体力向上につながるよう自転車活用の有用性を県民に積極的に発信するとともに、県民が自転車を活用した取組に参加できる機会を創出し、県民の健康増進を図ります。

① これまでの主な取組

前計画に基づき、「自転車を活用した県民の健康増進」を推進する施策として、主に以下に取り組んできました。

表 7.5 各施策の主な取組実績・成果(施策目標4)

施策	主な取組実績・成果
1.健康増進等につながる自転車活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的な運動や生活習慣改善の取組にポイントを付与し、利用者が楽しみながら健康管理に活用できる県の公式健康アプリ「元気アップ！いばらき」に、サイクリング機能を付与。 ● 地方職員共済組合主催で、アプリを利用している県職員対象のインセンティブ付与イベントを実施。 ● 自転車通勤の推進に向けて、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県庁敷地にサイクルラック¹⁶⁾増設、駐輪場増設。 ➢ 県内9市町合同イベント「自転車通勤チャレンジウィーク」を開催。
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>図 7.38 県庁敷地のサイクルラック¹⁶⁾</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図 7.37 自転車通勤チャレンジウィーク</p> </div> </div>
2.自転車を活用した健康づくりの有用性の広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康をテーマにした「いばらき自転車シンポジウム」を開催。 ● 小学生以下を対象とした競輪選手による自転車乗り方教室を開催。 ● 「サイクルアートフェスティバル2019」を開催。

② 取り組みの主な結果

● 県民の体力向上に向けた取組が必要

- 小学生、中学生の体力水準は、男女とも全国平均を上回るものの、全国のピーク時（昭和 60 年）の水準を依然下回っており、計画策定時より低下（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」、昭和 60 年水準値は文部科学省「子どもの体力向上のための取組ハンドブック」）。
- 20～50 歳代の県民の運動習慣がある人の割合は、全年齢で運動習慣がある人の割合の平均より低い（茨城県「平成 28 年度茨城県総合がん対策推進モニタリング調査」、厚生労働省「国民健康・栄養調査」）。



● 自転車活用による健康増進効果を発信しているが、より多くの県民にその効果を認識してもらう必要がある。

- 健康をテーマにした「いばらき自転車シンポジウム」や「サイクルアートフェスティバル2019」を開催し、自転車活用による健康増進を発信。
- 令和3年度県民アンケート調査によると、健康のために自転車を利用することが重要だと考えている県民は全体の約6割程度。

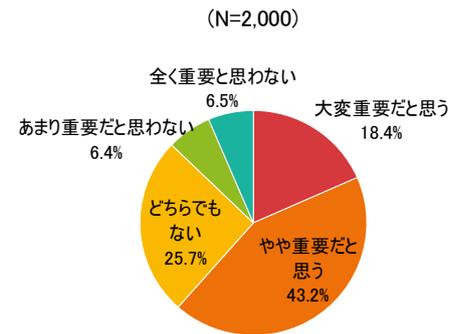


図 健康のために自転車を利用することの重要性
出典: 令和3年度県民アンケート調査

● 通勤等の日常的な移動における自転車活用に向けて、自転車通勤の推進に取り組む一方で、自転車通勤の割合は低い

- 自転車通勤の推進に向けて、県庁敷地にサイクルラック¹⁶⁾や駐輪場を増設、県内9市町合同イベント「自転車通勤チャレンジウィーク」を開催(R2.10)。
- 令和3年度県民アンケート調査によると、自転車利用者のうち、自転車通勤する人の割合は約3割程度。

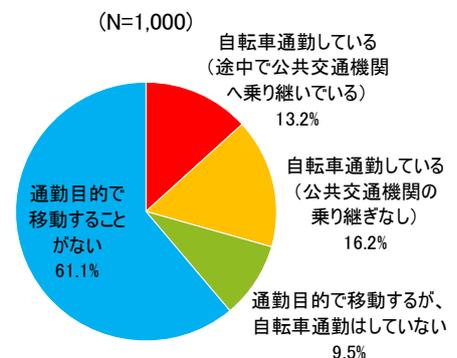


図 自転車利用者のうち、自転車通勤する人の割合
出典: 令和3年度県民アンケート調査

【各施策の進捗の達成状況】

指標	2018年度 (計画策定時)	2021年度	目標値	達成状況
通勤における自転車分担率 ²⁶⁾	7.1%	※1	8.3%	—

※1: 令和2年度国勢調査結果が公表されていないことから、通勤における自転車分担率²⁶⁾については集計不可。

ご存知ですか？

自転車の種類と使い方

ひとくちに自転車といっても、その種類や使い方は様々です

自転車には日常から趣味の用途まで、その使い方に応じて様々な種類があります。本計画ではそれぞれの特徴を踏まえ、適切な自転車の活用推進を図ります。

電動アシスト自転車



モーターでアシストしてくれる自転車。坂が多いまちや子ども乗せ自転車や高齢者の足として人気。

日常利用が中心

シティサイクル



ママチャリなど日常の移動などに使われる一般的な自転車。

小径車



ミニベロと呼ばれる車輪が小型の自転車。折りたたみ式やスポーツタイプのものも。

クロスバイク



フラットなハンドルのスポーツバイク。ロードバイクとマウンテンバイクの中間的な存在。

マウンテンバイク



未舗装道路を走るための自転車。まちなかでの利用者も多い。

ロードバイク



舗装道路を速く走るための自転車。細いタイヤとドロップハンドルが特徴。

E-Bike



最近人気のスポーツタイプの電動アシスト自転車。

趣味での利用が中心

タンDEM自転車



2人以上が前後に並んで乗ることができる自転車。

